第2回道路資産評価・会計基準検討会 議事録

平成16年3月2日(火)

場所:国土交通省4階特別会議室

【司会(山本補佐)】 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第2回道路資産評価・会計基準検討会を始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席を賜りまして、まことにありがとう ございます。事務局側の都合でまことに恐縮でございますが、本日、道路局総務課長が所 用で欠席させていただいております。

それでは、早速でございますが、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず、本日の議事次第、委員名簿、それから配席図。3枚めくっていただきまして、資料1、今後の進め方について(案)。資料2、検討課題に係る質疑応答の整理。資料3、検討課題の整理。資料4、会計の目的等に関する説明資料。以上、資料4点でございます。

それから参考資料といたまして、参考資料 1、道路関係四公団の民営化時の資産・負債の流れ、概念図でございます。それから参考資料 2、会計の目的についてということで 2 - 1 から 2 - 6 まで。 2 - 1、企業会計 / 公会計のフレームワーク。 2 - 2、民営化等をした法人の資産等の承継方法。 2 - 3、特殊法人の独立行政法人化に伴う承継資産等の評価方法の考え方。 2 - 4、民営化等をした法人に適用される会計基準等。 2 - 5 といたしまして、日本郵政公社の財務会計。それから最後、 2 - 6、道路関係四公団民営化関係法案の骨子ということでございます。

資料の漏れ等はございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、第2回検討会の議事に入ります前に、黒川委員長からごあいさつをいただきまして、それ以降の議事運営につきましては、委員長にお願いしたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長、よろしくお願いいたします。

【黒川委員長】 はい、承知いたしました。

それでは、第2回検討会のご審議をいただく前に、第1回検討会を受けまして、我々は幅広く情報収集し、それについて我々委員の間で共通の認識を得るため、国際会計基準審議会の解釈指針委員会、これはIFRICといいますけれども、その委員をされております多摩大学経営情報学部の秋山純一教授から「国際会計の最近の動向」についてお話を承

りました。これにつきましては、国際会計基準審議会のほうから本検討会の委員限りということで特別にお話をいただいたわけでございます。

また、第1回検討会における道路関係四公団の持ち時間が短かったので説明不足の点が 多々あったと思いました。そこで、この点につきまして、都合のつく委員にはお集まりい ただきまして、また、残念ながら都合のつかなかった委員については、個別に各公団から のヒアリングを行いました。それらの結果につきましては、できる限り公の場であります この検討会の場に反映させたいと思っております。

したがいまして、本日の資料につきましては、この点も踏まえて作成しているということでございますので、傍聴されている皆様もこの点をご留意いただきまして、今後の審議を進めていきたいと、このように思います。

それでは、時間も余りありませんので議事に入らせていただきます。

まずは今後の進め方について、説明をお願いいたします。

【石原企画専門官】 それでは、資料1に基づきまして、今後の進め方について説明を させていただきます。

第1回の検討会を平成16年1月29日に開催させていただきました。そのときに民営 化の基本的な枠組みが昨年末に公表されましたので、その説明と、それからこれまでの民 間企業並財務諸表の作成経緯と現在の作業状況、今後の検討課題とスケジュールについて お諮りいたしました。

その際のご意見、それから今回、中央青山監査法人さんに検討業務を依頼しておりましたので、その結果を踏まえたものが本日の資料になっております。本日は、今回の道路資産評価、それから会計基準の検討にあたりまして、課題を網羅的に整理したいと思っておりまして、そのためにまず検討課題の整理をしたいということでございます。

1つは、それに係る資料といたしまして、第1回の皆様からのご意見を踏まえて、質疑応答の整理をしたペーパーがございます。それからそれを踏まえて検討課題を整理したペーパーがございます。それぞれ資料2と資料3になっております。

それから本日は、前回もご議論いただきましたが、会計の目的、今回の道路資産評価・会計基準の作成にあたって、どういう目的で行うのかということについて、こちらから資料を説明させていただいて、そしてご審議いただきたいと思っております。

それで、今年度ということでございますが、今月再度、もう1回開きたいと考えておりまして、その中で、1つは公認会計士協会のほうでご検討されておりますインフラ資産に

関する報告書、これがご公表されているのであれば、その際にはヒアリングをしたいと思っております。

それから本日の議論も踏まえて検討課題を整理、これで再確認といいますか、一応それをベースに今後の議論を進めていこうというものを整理したいと。そして、平成15年度の決算が、年度が明けますと早々に、4公団のほうで取りまとめをされると思いますが、これに反映できる課題については検討していただきたいと思っております。それが平成15年度内のおおよその工程表というようなことを考えております。

それから平成16年度以降、第4回以降になりますけれども、今年度取りまとめました 検討課題の整理の中で、主要な論点につきましては集中的にご審議いただきたいと思って おります。また、課題によっては、担当の委員の方をお願いいたしまして、複数の方に打 ち合わせとかということも考えておりますので、その際にはご協力をお願いしたいと思い ます。

それから今回は多摩大学の秋山先生にヒアリングを行いましたが、来年度以降も専門家の方々のヒアリングを必要に応じて開催したいと思います。これらを踏まえて、資産の評価、会計の基準を策定したいと思います。また、来年度以降のスケジュールは改めてご紹介しながら、ご検討いただきたいと思っております。

それともう1つ、参考資料1でございますけれども、前回も少しあいまいなところがございましたので、少し絵にして整理をしております。資産と負債といいますか、民営化時の流れということであれば、道路関係四公団の資産評価、それから負債につきましては、平成16年度末の民間企業並財務諸表までに今回の検討内容を踏まえて、民間企業としての整理ができればと思っております。その中で、資産と負債につきましては、機構と会社のほうへ分かれるということになります。

それから今回の民営化会社につきましては、サービスエリア、パーキングエリアの業務を行うということですので、現在、それらの資産を持っております。具体的にいいますと、サービスエリアの売店等の建物などはハイウェイ交流センター、道路サービス機構という財団が所有しておりますが、この資産の評価と負債につきましても、あわせて会社のほうへ譲渡することになっております。そして民営化後に開始B/Sを作成して、その後、今回ご検討いただく会計基準に基づいて会計の整理がされていくというようなことでございます。

現在は、行政コスト計算書に基づいてファミリー企業とは連結決算をしておりますが、

また、民営化後もそういうことが課題になってくると思います。また、民営化後におきましては、会社のほうで建設しました道路資産、それから資金調達をしました負債につきましては機構に移行するということになりますので、そういうことも出てくるということで、簡単に概念としてこういう図を作成いたしましたので、また議論の参考にしていただければと思っております。

簡単ですが、資料1につきましては、説明は以上でございます。

【黒川委員長】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの点について、何かご意見ございますでしょうか。あるいは質問なりございましたらどうぞ。

【樫谷委員】 今の参考資料の1番なんですけれども、資産の評価と出ているんですけれども、負債のほうの評価も必要ですよね。特に退職金の関係なんかもありますので、負債についての評価もやらないといけないのではないかなと、こういうふうに考えておりますので。ここに書いていないからといってどうということはないんですけれども、そういうこともあるということを言っておきたいと思います。

【黒川委員長】 どうもありがとうございました。 では、検討課題の整理に入らせていただきますので、中央青山監査法人、よろしくお願いいたします。

【小森(中央青山監査法人)】 中央青山監査法人の小森と申します。どうぞよろしくお願いします。

資料2と3をお手元にご用意いただければと思います。資料3が検討課題の整理になっております。法案につきまして、まだこれから提出されるという状況ですので、現時点での整理状況をまとめた表というふうにご理解ください。

この資料3は、前回のご議論で出ました資料2にまとめてある論点はすべて網羅しており、入っているという状況でございます。資料2につきましては、資料3の中で論点が出てきた都度、リファーしていきたいと思っております。

ちなみに資料2も資料3の目次の構成に従った順序で記載してございます。今回は2回目ということもありますので、論点について、先ほど石原企画専門官のほうからお話しが出ましたが、1点目は、漏れがないかどうか、2点目が、他のアプローチ等があるのではないかという観点からご議論いただければと思っております。

目次でございますが、おめくりいただきまして、大きく5つに分かれております。総論 と開始B/S関係、機構の関係、会社の関係、それからディスクロージャーの関係と5つ に分かれております。したがいまして、開始 B / S のところが 1 1 ページまで、機構以降が会計基準の検討という構成になっております。

早速ですが、1ページ目をごらんください。まずご確認でございますが、本検討会の目的というところです。再確認という意味で2つあるのかなということです。1点目が資産評価、会社及び機構の開始B/Sの作成に関する事項の検討、それから2点目が会計基準の策定、この2点を本検討会でご検討いただくということだと思います。

それから、1の会計の目的につきましては、後ほど資料4でご説明させていただく予定でございますが、ちょっとこの中に重要な点がございますので触れさせていただきます。

(1)の会計基準の対象というところでございます。この会計基準の設定対象は2点、独法である機構と会社の有料道路事業、この2点を対象とするというのが原則だと思いますが、ただ、それから外れますSA/PA事業については、原則として企業会計が適用されるということでありますが、の2番目に書いてございます、株式が非公開であることなどから、そのディスロージャーのあり方についても本検討会で議論が必要だという認識でございます。(2)以降は資料4でご説明いたします。

3ページをお開きいただきたいのですが、2番目が「区分経理」の話でございます。この区分経理は開始貸借対照表における資産評価に影響する部分について優先して検討していくというスタンスでございます。

機構につきましては、基本的には勘定区分を設ける方向で検討中だということでございます。会社につきましては、有料道路事業とそれ以外の事業、SA/PA事業については勘定区分を設けるものとするというふうになっております。

引き続きまして、「開始貸借対照表」ですが、1点目が、評価の対象となる資産の範囲についてでございます。機構につきましてはここに出ている3点、道路事業に関係する資産ということで、償却、非償却、建設中の資産という点が検討対象になるということだと思います。

会社につきましては、道路事業関係の料金所とか、SA/PA事業に係る固定資産、管理事務所、宿舎、それから鉄道関係の固定資産というところだと思います。

2と3でございますが、会社と機構に関する資産分類の論点でございます。 のところをちょっとご覧いただきたいのですが、リース会計の適用につきましては、別途、後段のほうで出てまいります。現段階では、機構において道路事業に係る資産が計上されるという前提でこの論点の構成がなっております。

3つございまして、表示区分と固定資産の計上区分と配列方法という構成になっておりますが、重要な論点は(2)の 各公団における現在の区分方法を統一する必要があるのかどうかという点でございます。JHさんの場合は独自といいますか、かなり細かい資産区分をしております。他の3公団につきましては、税法基準をベースにした資産区分ということになっておりますので、統一の必要があるか否かという点でございます。

3番につきましては機構と同じでございます。(2)の の論点がございます。4番と5番がかなり飛ぶのですが、機構と会社の資産の評価方法でございます。5番につきましては9ページ以降の中段から始まっておりますので、機構の資産評価については4ページ半ぐらいのボリュームになっております。

- (1)が開始B/Sのための資産評価としての時価という論点でありますが、後ほどご説明させていただきます資料4、会計の目的の中に、ここでは時価を検討するということになっておりますが、改めて資料4のほうで時価なのかどうかということを検討したいと思います。時価につきましては3つございます。これ以外にあるのかどうかという点も併せてご検討いただければと思っています。
- (2)は償却資産の再調達原価の算定方法ということです。算定方法につきましては、標準的単金、デフレーター方式、それから直近のものについての取得価格を採用して時価とみなす方法と、この3つがございますが、これ以外で何かあるのかということでございます。 ですが、これらの方法について算定方法を統一する必要があるのかどうか、ここら辺の議論だと思います。
- (3)は非償却資産、土地等でございますけれども、同じように算定方法が3つございます。公的土地指標とデフレーター調整方式と鑑定評価額。特にこの鑑定評価額につきましては、その取扱いが議論になるのかなというところです。同様にばらつきがあるものですから、 のところで算定方法を統一する必要があるのかどうかというのが論点と考えております。
- (4)は建設仮勘定でありますけれども、ここでは移行時の建設中の資産についての議論とご理解ください。 のところですが、現段階では、建設中、あるいは計画中の道路に係る資産は建設仮勘定として固定資産に計上されていること。言わば機構が引き継ぐ前提で考えております。同様に算定方法が3つございます。統一の問題があるということです。
- (5)は本四の問題ですが、鉄道事業に係る固定資産の再調達原価について、鉄道事業 会計との平仄をどう考えていくのかという論点です。

それから(6)(7)(8)に償却、耐用年数、それから残存価額の論点がございます。 ちょっと違和感があるかと思いますが、(6)から(8)は時価であります再調達原価の考 え方の中に償却後の再調達原価という考え方の話もありますので、この3つを挙げており ます。(6)の減価償却は償却単位と償却方法の論点。それから(7)は減価の要因をどう とらえるかということで、この減価の要因のところで資料2の小澤委員からの質疑応答が 出ております。

それから7ページでございます。耐用年数につきまして統一すべきか否かということで、統一すべきとした場合には、税法上の耐用年数との関係をどのように考えるかということが論点として挙げられると思います。ちなみに、土工の税務上の耐用年数ということで、 JHさんは鉄道事業用の70年、その他3公団につきまして、自動車道の40年を採用しているところということでございます。

- (8)の残存価額につきましては、ゼロ、あるいは備忘価額、5%、10%等の残存価額が考えられるわけですが、これと関連しまして、45年後にクローズして無料開放するという論点とどのように整合させるのかということもございます。
- (9)以降は個別の論点ということで、補償費でございます。補償費につきましては、確認の意味ということで掲げさせていただいておりますが、固定資産の直接費として扱うのかどうかということです。 の1に範囲の話を書いておりますけれども、そのうちの漁業補償とか航路廃止補償がございますが、これについては取得価額の算入の対象物となる非償却資産、土地というものがございませんので、これについての取扱いをどうするのかという論点でございます。

それから一番下のところですが、標準的単金方式を採用する場合に云々という論点は、 横須賀委員からの資料2の1ページ(9)と関連してございます。

それから8ページ、です。再調達原価の算定方法としてデフレーター調整方式を採用する場合におけるデフレーターの取扱いということですが、(10)(11)にも同じ論点を掲げさせていただいております。これは2点ございまして、どのようなデフレーターを採用すべきかという論点と、それから例えば補償費を入れた上でデフレートするのかという論点、2つございます。

続きまして、(10)ですが、建設中の金利の取扱いということで、これも確認の意味で 固定資産原価を構成するのかということでございます。 の2点目をご覧いただきますと、 国際的な会計基準及び税務上の取扱い、双方ともに原価算入、あるいは発生時費用処理が 認められているということでございます。

が非償却資産の土地に関する金利の取扱いということで、この論点は、償却資産の取扱いと異なる取扱いをしてもよろしいかということでございます。この点につきまして、 横須賀委員から資料2の1ページ目の質問が出ております。

(11)ですが、その他の支出は6つございます。特殊なものがございますので、まず、付替道水路に関する支出を取得原価に算入してよろしいかどうか。それからおめくりいただきまして、9ページの の間接費ということでございます。それから の改良費、資本的支出と修繕費の具体的な区分方法をどのようにしていくかということでございます。 (12)は省略させていただきます。

5番は、今度は会社の方の資産評価の問題でございます。(1)は先ほどと同様でございます。(2)がSA/PA等の関連事業に係る償却資産の再調達原価。これも道路事業資産の算定方法を採用してよるしいのかどうかという点でございます。この点につきましても横須賀委員のほうからの質疑が出ております。

10ページ目でございます。(3)ですが、関連事業に係る土地の再調達原価の算定方法ということで、今、お話に出ました論点と は同じでございます。道路事業と別の評価方法を採用するかという点でございます。それから がSA/PAの背後地による影響をどのように加味していくかという論点。この2点とも横須賀委員のほうから出ております。(4)は省略させていただきます。

続きまして、6と7が負債、先ほど樫谷委員のほうからお話が出ましたけれども、機構と会社の負債の評価方法につきましての論点でございます。(2月)当金の評価方法というところでございますが、機構の場合は修繕引当金の論点が重要になるのかなと思います。といいますのは、道路資産に係る大規模維持修繕工事を機構のほうで債務を引き受けるということであれば、これに関する引当金の計上の要否という論点でございます。

(3)は保証債務についての取扱いということで、機構と会社が連帯債務を負うなど、 債権者保護のための制度が設けられることが想定されますので、これについての会計処理 をご検討いただければというふうに考えております。

1 1ページは会社負債の評価方法でございます。(2) 別当金の評価方法でございますが、2つございます。退職給付引当金につきまして、現公団の処理が数理計算上の差異等未認
識債務の取扱いについて償却年数にばらつきがございますので、そこら辺を統一するか否
かという論点です。それから修繕引当金です。こちらは会社のほうでの道路資産に関する

維持修繕工事を行うということですが、それについての修繕引当金の計上の要否ということでございます。

8番と9番につきましては資本の論点でございます。資本金につきましては、法律マターだと思うのですが、法定の資本金額を超える場合に、その差額を資本剰余金とすることでよいかどうかという論点。これは機構と会社ともに共通でございます。

10番はその他ということで消費税の取扱いということでございます。11ページまでが、先ほどもお話し申し上げたように、開始B/Sにおける資産評価の問題でございました。

12ページ以降は機構から始まっておりますが、ここからは会計基準の検討課題ということになっております。

まず、機構でございますが、1点目が機構の財務構造ということでございます。3点掲げさせていただいておりますが、道路資産の位置づけということで、機構は独法ですので、独法特有の特定償却資産という指定を設けるか否かです。2点目は運営費交付金が入るかどうかということ、これは制度上の問題でございます。(3)は損益の剰余が出る場合の取扱いということで、償還準備金方式以外は、当然のことながら、損益にプラスマイナスが出ますので、機構が独法であると、通常の業務運営を行った場合に、損益均衡がなされるという独法特有の構造との関係がどうなのかという点が考えられます。

2番目が会計基準でございますけれども、適用すべき会計基準は、当然独法ですので、 独法会計基準を原則適用するということでよろしいでしょうかという点でございます。これに関連して、有料道路事業が期間限定型ということとの関連をご検討いただければというふうに考えております。

2番が区分経理でございます。先ほどお話ししましたように、基本的には勘定区分を設ける方向で検討中ということでございまして、前回のご議論におきまして、黒川委員長、 梶川委員からそれぞれ、資料2の2ページの質疑が出ております。

- (3)は償却方法でございます。定額、定率、取替法、リース期間定額法。このリース 期間定額法は45年との関連で考えられるということでございます。
- (4)減損会計の適用という点であります。 が減損会計の適用の有無ということで、 道路事業に係る資産が45年後に無料開放されることとの関連におきまして、減損会計を 適用することの要否でございます。 は適用の単位の話でございまして、グルーピングを どのように考えていくのかという論点でございます。

3番目が「機構と会社の協定に係る会計処理」ということでございます。3つございまして、1番目が道路資産の建設と移管に係る会計処理の論点でございます。会社における道路資産の建設に係る取引の性質をどのようにとらえるかということでございまして、自家建設、PFI的なもの、それから請負契約としてとらえること、この3つがございます。自家建設の場合には、会社が自身のリスクをもって道路建設するということです。PFI的なものが出てきた場合は、リース会計基準が準用される場合があるというのが論点でございます。請負の場合は、委託・受託の関係が構想されますので、建設業会計の適用の可否ということが論点になってまいります。

おめくりいただきまして、 でございます。移管に伴う譲渡価格の問題でございます。 資産の譲渡価格と負債の価格のトランスファーをどうするかということですが、基本的に は時価を原則とするというふうに考えられますが、簿価譲渡の可能性も余地があるのかど うかということです。ひとえにこの点に関しましては、リスク協定の上における価格変動 リスクの取り決め次第ということだと思います。

それから3番目は負債の分割です。社債が割れない事態が想定されますので、この点についてどうするのか。これは4点目の論点でございます。この点につきまして、前回のご議論の中で、黒川委員長が資料2の3ページでこの点につきましての質疑がございました。

(2)は道路修繕に係る会計処理ということでありまして、会社で行う道路の維持補修に関しての費用負担の問題がどのような会計処理に影響してくるのかという論点でございます。

3点目は大きな話題ですが、移管後の貸付・運営取引に対しますリース会計の適用ということでございます。リース会計、ファイナンス・リースに該当するのか否かがです。

が該当するとした場合でも所有権は移転しないということですので、所有権移転外ファイナンス・リースの例外処理である賃貸借処理によるのかどうかという点でございます。3 番目が、もし該当しない場合において、借り手であります会社のほうにおいて独占的使用権を計上すべきかどうか。これは秋山先生のご説明の中にあった点でございます。

4番はその他ということで3つあります。(1)は地方公共団体からの出資の取扱いということでありまして、樫谷委員から前回、資料2の3ページのところに出ております質疑がございました。

15ページにまいります。今度は会社のほうでございます。まず、財務構造ということで通行料金の設定でございます。通行料金の設定はリース料、貸付料をカバーして管理費

もカバーするということで、料金認可のベースで利益が出ないように設定されているという前提だと思います。 のところですが、貸付料のほかに借入金利とか、一般管理費も入るのかどうかという論点があります。この点につきまして、梶川委員、樫谷委員からそれぞれ、資料2の4ページと5ページの質疑がございました。

2番が会社の会計基準でございます。適用すべき会計基準としては、企業会計を原則適用するということでよいのかということです。ただ、鉄道事業に関しては鉄道事業会計を採用するということだと思います。

勘定区分につきましては、先ほどご説明申し上げましたが、原則勘定区分をSA/PA 事業と道路事業については分けるということが前提にございますけれども、どの程度の厳 格さを求めるのか。 のところで、完全に勘定間の資金移動までも禁止をするのかという ところが論点だと認識しております。 3 は機構のほうで出てまいりましたので、省略させ ていただきます。

16ページ、最後のジャンルですが、「ディスクロージャー関係」ということで、1番は基本方針でございます。機構、会社、いずれも所管大臣に提出される資料がございますけれども、すべてディスクロージャーが行われるのかどうかという理解でよろしいかどうかという点でございます。前回のご議論の中で黒川委員長が、資料2の6ページでございますけれども、この点についての質疑がなされております。

それから 2 点目が対象範囲でございます。まず、ディスクロージャーの対象範囲として、機構としまして、特に債務の返済に関する事項と、それから道路資産の建設とか計画、移管に関する事項、この 2 点がフォーカスすべき情報だと認識しております。この 2 点につきまして、どのような開示が行われるべきかという論点があるのではないかということでございます。

会社につきましては、有料道路事業の実態を把握するためにはどのような開示方法が必要なのかという点でございます。例えばということですが、セグメント情報やその他特別な開示の方法があるのかどうかということです。それから先ほどお話に出てまいりましたファミリー企業の連結問題のご検討が必要だということだと思います。この点につきまして、樫谷委員のほうから資料2の6ページのところでの質疑が前回ございました。

最後のページになりますけれども、一番上の のところですが、会社は商法適用会社、 株式会社になりますので、商法プロパーの開示情報ということになりますが、商法単独で は充実した開示が行われないおそれもあるかもしれないということで、そこら辺の検討が 必要になってくるかなということです。また、ゼロ連結、出資関係のないファミリー企業 を連結に将来的にも含めるのかどうかという論点もございます。

開示手段につきましては、省略させていただきます。

以上でございます。

【黒川委員長】 ありがとうございました。大変分量が多いということですけれども、 この点につきまして、ご意見、あるいはご質問がございましたらどうぞ。

【日原公団監理室長】 ちょっと訂正と補足をさせていただきたいと思います。今ごらんいただきました資料3の3ページをちょっとごらんいただきたいと思いますが、区分経理のところで、会社のところに をつけて、本四について、さらに鉄道事業について別途、勘定区分を設けると書いてございますが、検討の過程におきまして、この部分はなくなりまして、会社のほうは本四関係は受託業務、鉄道は受託業務だけですので、あえて勘定区分を設ける必要はないという考えに立っています。ただ、機構のほうで道路事業と鉄道事業は区分経理をすると、そういう考えに今立っておりますので訂正させていただきたいと思います。

それから資料2の4ページでございますけれども、横長のほうでございます。一番上の四角の部分の最後の部分ですが、資本金の機構解散時の処理の問題でございまして、前回ご質問いただきましたときに、有利子債務を返済した後に、さらに出資金の部分が残るので、その部分を料金徴収していき、その部分が貸付料で機構に入ってきますので、入ってきた額に応じてだんだん減資していくんじゃないかというようなご説明をしたのですが、その段階では債務の中に(出資金を含む)というような申し合わせがあったものですから、そういう処理になるのかなと思っておりましたけれども、その後、いろいろ議論した中で、出資金が債務に入るというのはどう考えてもおかしいという法制的なご議論もございまして、現在では、最後の解散の日までに資本金に相当する額を残余財産とするというふうになりまして、結局、残余財産をみんなで解散時に分けるという形で処理することになりましたので、訂正させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【黒川委員長】 わかりました。それでは、この資料につきましては、また訂正版をつくっていただくということにさせていただきます。

それでは、本日の今のご説明を踏まえまして、何かご質問等ございますか。

【樫谷委員】 基本的なところで、ここに書いてあるんですが、機構は独立行政法人であると。上物の会社は株式会社であるということだと思うんですね。そうすると、事の成

り行きで、当然機構については独立行政法人会計基準に従うんだと。ただ、そこに書いていないところとか、あるいはそこで特に問題があるようなところは、理由があるものは調整してもいいと書いてあるわけですね。あと株式会社については、商法なり、あるいは証券取引法が該当するのかちょっとわかりませんが、証券取引法などの規定に従うということになるんだということをまず基本的な了解事項と考えてよろしいということですよね。

といいますのは、ここに区分経理という言葉が株式会社のところに出てきますので、株式会社で区分経理という、勘定区分という考え方を、別に法律をつくればあるのかも、法律ですから何でもいいからつくればあるのかもわかりませんが、通常は考えられないわけですよね。その辺、一体論理をどうすればいいのかと。今まである基準に従うんじゃなくて、仕組みに合目的な基準をつくるのかですね。それとも、もう既に独法会計基準があって、株式会社については株式会社についての企業会計の基準があって、それをベースに考えるのか。その辺が少し最初に検討しておかないといけないのではないかなというふうに思いましたので、そのような発言をさせていただいたということであります。

【黒川委員長】 まことにそうでございますね。何かその点につきまして、ご意見ございますでしょうか。

では、また1つ新たな論点というか。どうぞ。

【日原公団監理室長】 基本の考えはおっしゃるとおりだと思いますけれども、会社の区分経理の部分だけちょっと補足させていただきますと、これは公益事業をやっているものにつきましては、電気事業であれ、鉄道事業であれ、それぞれ、表現上は本来事業とその他の事業とを区分しなければならない、会計の整理にあたってはという表現で書かれているものでございまして、それと同じというふうにご理解いただければと思います。

【樫谷委員】 独立行政法人でも区分経理とか勘定区分というのは出てきていましたね。 多分、同じ言葉を使っても大分意味が違うのではないかと思うんですね。そういう意味で、 今の株式会社の論理の中の区分経理というか、セグメントというか、あるいは資金管理と いうか、そういう意味であれば、問題はないと思うんですけどね。

【黒川委員長】 梶川委員、どうぞ。

【梶川委員】 そういう考え方からすれば、15ページに出ておられる、これは会計というより事実関係の問題だと思うんですが、勘定区分の中の注意書きの中の、例えば資金移動を禁止する等、こういうようなことは通常は余り会社の中では考えられないと思うんですが、ということが1つと。万が一ここでこういうことを検討の題材にしていいのか。

そういう事実関係に近い、法律的関係というのでしょうか、その辺をちょっと確認させて いただきたいと思います。

【黒川委員長】 今のは事実関係の確認、この ですね。

【梶川委員】 はい。

【黒川委員長】 では、これは日原さんでしょうか。

【日原公団監理室長】 15ページの は、どちらかというと、こんなことをする必要がないなと思いながら書いている部分でございまして、正確に申しますと、法律上も機構のほうは区分経理ということで勘定を設けよと明確に書いてありまして、会社のほうは会計の整理ということで、会計を整理するにあたって区分しろというふうになっていますので、法律上もその意味では書き分けになっているのかなというふうに思っております。

【黒川委員長】 この点につきましては、会社について我々どのように認識するかだと思います。一番初めにもありましたように、ほんとうに民間会社であれば、しかも、当初において非公開であれば、非公開の商法上の会社がどの程度のディスクロージャーで済んでいるのかを確認したい。商法というのは債権債務関係を重要視していると思いますので、証券取引法とは違うわけであります。ですから、それでよろしいのかどうかということも我々考えておかなくてはいけないということだろうと思います。

それで、先ほど樫谷先生がおっしゃったところも重要な点でございますけれども、独法につきましても、独法は一般的に基準をつくったわけですが、独法会計基準が想定している独法というものは、先生が一番ご存じだと思いますけれども、研究開発法人等があって、道路公団の資産を承継・管理する機構が独法基準の想定している独法であったのかどうかというところも少し問題があるんじゃないかと思うんですね。

ですから、必ずしも独法会計基準というものにすべて準拠する必要があるかどうか。あるいは独法会計基準のほうがこういう道路公団みたいな、これから移行法人がいっぱい出てきますけれども、それによって独法会計基準自体をもう一度改訂しなくてはいけないのかということになるかもしれません。ですから、現行の会計基準をそのまますべて所与だということで、それを持ってくるということでなくてもよろしいのではないか。それから現行の企業会計のほうも日々変わっていっておりますので、それも一番初めに申しましたように、ある程度先のほうをにらみながら考えていく必要があるのではないか、このように私としては思っております。

そのほかの論点について。要するに本日の第1番目の議題はこの論点整理が網羅されて

いるかどうか、そのほかに漏れがないかというところが大事なんですね。何かございますでしょうか。

【樫谷委員】 今の独法会計基準のところでなんですが、特に機構の制度設計がまだ決まっているのかどうかわからないですが、独法は中期目標期間というのがあるんですね。 その辺が同じような論理で保有機構のほうも行えるのかどうかですね。その辺も、今わかっていれば別ですけど、どうなんでしょう。

【日原公団監理室長】 独法通則法に基づきまして、大臣のほうから中期目標を示し、 それに従って独法のほうが中期計画をつくるという形にはするつもりでいます。目標期間 としては3年から5年ぐらいと言われていますけれども、機構に関して言えば、交通セン サスが5年おきに出ますので、5年単位でやるのが一番いいのかなというふうに考えてい るという状況にございます。

【樫谷委員】 それに関連して、剰余金の取扱いが中期期間でちょっと特別な取扱いを独立行政法人ではするんですね。そういう意味では、ここは45年だからゴーイング・コンサーンじゃないんだけど、45年間はゴーイング・コンサーンに一応なっているわけですね。そういう意味でちょっと扱いを変えなきゃいけない部分が成り行きから出てくるのではないかなということで、そういうご質問をいたしました。

【黒川委員長】 今の点について、何か日原さんありますか。

【日原公団監理室長】 独法通則法によりますと、それぞれ剰余金が出た場合には、それを中期計画で使っていいことになっておりますけれども、今回の場合はひたすら借金返しに充てるということなので、通則法の規定は適用除外にしておりまして、ひたすらとにかく借金を返せという規定にするつもりでおります。

【黒川委員長】 わかりました。

【梶川委員】 これも先ほど来の樫谷先生の話と関連するんですけれども、ある意味では気が早いご質問に近いのでございますが、ここで会計基準を設定するという形で考えた場合、この設定された会計基準を当然メンテナンスする必要というのも将来的に出てくるのではないかと思うんですが、いわゆる会計基準というものは設定主体があって、そこがメンテナンスをしていくという形になると思うんですけれども、その辺をどういう前提で考えさせていただいたらいいのかというところです。これは本則の独法会計基準があり、企業会計原則がありということであれば、一たんモディファイするところだけをここで決めて、あとはすべてそちらのほうで後の議論にゆだねるというふうに考えるのか。その辺

どういう基本的スタンスでお話ししたらいいか。基準を決めてもいないのにということなんですが、多分、今後の議論の中で後にゆだねるという部分も出てくる可能性もあると思いますので、その設定主体の考え方についてお話をお聞きしたいと思います。

【黒川委員長】 日原さん、今の段階で答えられれば。

【日原公団監理室長】 ベースは、先ほど言われたように、独法会計基準なり企業会計基準だろうと。ここの場合はまだ結論を先に急いじゃいけないかもしれませんけれどもと思っているんですが、基本的に細かいところは省令でつくることになりますので、ここでご審議いただいたものをベースに省令を作成いたしまして基準をつくると。また省令自身が実態に合わなくなってくれば、また国土交通省のほうで委員会をつくりまして、省令の改正を行うというようなことになるんじゃないかなというふうに、想像でございますけれども、思っております。

【黒川委員長】 今の段階だとこのぐらいということで。

ほかに何かございますでしょうか。横須賀委員。

【横須賀委員】 今のこれは網羅しているかということですね。私の発言については網羅しているんですけれども、前回の発言の中で、自由市場を前提とした発言をしてしまったので、道路は公共財でございますから自由市場はないわけで、そういった意味では積み上げ方式で評価するしかないのかなと思うので、そういったことを踏まえると、前回の私の発言の補償費の問題ですね、補償費をどういうふうに算定するかということは、また別な話なんだけれども、原則として、取得に必要な補償費というものは加算すべきであるというふうに訂正をさせていただきたいと思っています。

【黒川委員長】 わかりました。ここの委員会は公の委員会でもございますけれども、ともかく論点も多いし、質疑応答の中で事実もわかってくる。それから特殊なものでもございますので、我々の発言が間違うこともあると思います。しかし、間違っても、後で修正すればいいというスタンスで議論していきたいと思います。傍聴の方も、我々がここで言ったことを、その後修正するかもしれませんけれども、それはその間に何か圧力があって修正したとか、そういうことではなくて、我々もほんとうにわからないままで意見を言うこともありますから、ご理解よろしくお願いいたします。

では、何かほかにございますでしょうか。長谷川委員。

【長谷川委員】 2つ3つ私の研究領域からの関係でお尋ねしたいんですけれども、まず1点目は、機構及び会社のほうの財務構造についてであります。前回の第1回のときに

もご質問が幾つかございまして、利潤をどうするのかというお話がございました。必ずし も利潤を出す必要はないのかもしれませんけれども、こちらの資料2にも幾つかあります ように、やはりコストダウンをしていくというのは非常に重要なことだと私は思っており ますので、そのコストダウンの結果があらわれるような何らかの指標がないと、やはりイ ンセンティブが働かないということがあり得るとは思います。

その場合に、企業会計方式という形での会計基準をねらっているとは思うんですけれども、やはり企業会計方式でも、ご案内のように、幾つか業種によっては特別な会計基準といったものを使っている場合があり得るわけですね。例えば、私ども研究で使うときに、よく出てくるのは、金融業を外した分析というのがあります。なぜかというと、金融業は、ご案内のように少し損益計算書の構造が違うということがあるわけですね。そういたしますと、やはり先ほど申し上げたように、コストダウンの結果があらわれるような損益計算書の形ということも少し念頭に置く必要があるのではないかと。

今のところ、まずはということで開始貸借対照表の議論が多いんですけれども、やはり1つには、これから少なくとも、機構は45年としましても、会社のほうはゴーイング・コンサーンと考えてよろしいわけですよね。となると、やはりその辺の観点が1つ必要ではないかということが申し上げられるかと思います。

それとこれは次の議題にもかかわるんですけれども、会計の目的といった場合に、先ほどのお話ですと、ディスクロージャーのお話が前提だと思います。ただし、こちらの「関係法案について」という資料を拝見しますと、会社の自主性というのが2つ目に挙がっているわけです。そういたしますと、少なくとも会社の場合は自主運営していくということであるならば、財務報告の目的として、やはり会社を運営する、一般企業で申し上げれば経営者ですね。経営する人たちに対する重要な意思決定のために会計データというものが出てくる仕組みにしておいたほうがよろしいのかなと思います。

これは、ご案内のように、私どもの研究領域の切り分けでは管理会計、マネジメント・アカウンティングという言い方をしているわけですけれども、そういった観点を少し入れていただいたほうが、会社の自主性を重んじて会社の経営者の判断で、例えば先ほど申し上げたコストダウンにつなげていき、結果的には、もしかすると45年じゃなくて、40年ぐらいで負債を返せるということもあり得るのかなという観点がありますので、これはまた次の議題ともかかわるとは思うんですけれども、その点ご指摘させていただければと思います。

【黒川委員長】 ありがとうございました。今の点について何かご意見ございますか。 大変重要だと思います。

ほかに何かございますでしょうか。どうぞ、樫谷委員。

【樫谷委員】 スケジュール観をちょっと聞きたいんですけれども、今の横須賀委員、特にご専門の不動産の鑑定というところがありますね。それは作業を早めに進めないと間に合わないということになるわけですよね。そうすると、どういうもので引き継ぐのかという議論を早めにしておかなきゃいけないというふうに理解してよろしいんですか。

【黒川委員長】 室長、どうぞ。

【日原公団監理室長】 不動産の関係につきましては、各公団で既に不動産鑑定士というか、会社のほうに委託しておりますので、機会を見て、またご報告をし、そのときにご議論いただければというふうに思っております。

【樫谷委員】 何でこんなことを申し上げたかというと、合目的な会計基準との関係なんですけれども、要するに資産を評価しますと。通常の場合、評価して、その金額の回収をするんだというところに、企業会計はおおむね、回収して損益を計算すると。それ以上の回収をすれば利益だと、こういうような構造になっているわけですね。そうすると資産を再調達で評価するということと、負債を返済するんだということと必ずしも整合性がとれないんですね。その辺、どのような理解をすればいいのか。実は私のほうが頭が整理できていないので、そういう中途半端なことを申し上げるんですが、資産の評価というところと、負債は負債で返済してしまいますというところを、目的が2つあるのかどうかちょっとよくわかりませんが、ちょっと違うところに今回難しいところがあるのかなと、こういうふうに思います。

一方、国の資産を独立行政法人である機構に譲渡するといいますかね。現物出資というのは一種の譲渡なわけですね。それは時価でしないといけないということになるわけですね。それは出すほうは時価で、もらうほうも時価ですよ。ただ、負債は一定の金額を引き継ぐだけですよね。それを45年間で返せばいいんだということになっているわけですね。その辺がコストの測定という部分と借入金の返済というスキームと若干矛盾するものが、つまり2つの目的が出るのかなというような気がいたしますので、その辺もイメージをしっかりしてやらないといけないのかな、検討しなきゃいけないのかなと思っております。

【黒川委員長】 その点につきまして、まことにもっともだと思いますので、次回以降、 典型的なモデルというか、そういうのも考えて、こんな姿になっていくであろうというよ うなことを事務局のほうにお願いしたいと、このように思っています。必ず先生がおっしゃったように、イメージを持って検討していきたい。大きなフレームをつくっていきたい。 ただ、前半の部分の先生が今おっしゃった資産評価についてはスケジュールの問題があるので、そこは少し分けて進めたいと、こう思っております。

ほかに何かございますでしょうか。小澤委員、どうぞ。

【小澤委員】 今の資産の評価の部分についてなんですが、今回の機構だと、負債を返済するのが第1の目的になりますので、資産の評価をどう考えるかというと、非常に難しい部分があると思っています。

ただ、現実問題として、管理している資産をこれからお守りしていくためには費用がどんどん出ていく部分があって、特に大規模な構造物について更新が必要となると、これはまた大変なお金が必要になってくると。そういう意味で私自身は、今後も変わらない部分として、物理的に今お守りしている資産がどういう状態にあって、これからどれだけ費用が出ていく可能性があるかという部分については、これから確実に費用として発生する項目に関係する話ですので、ここについてはできるだけ早くきちんと押さえておいていただくのが大事かなというふうに思っているんですけど。

【黒川委員長】 今、先生のおっしゃったところは、会計的に開始貸借対照表で資産を どのように評価するかによって自動的に、その金額次第で損益計算書の費用は変わってし まうというのが第1点。それとともに、今後、物理的にメンテナンスしていかなくてはな らないから、毎年修繕とか、一部取り替えとか、あるいは先ほど出てきました大修繕、こ ういうようなもので、どのくらいになるのかを早めに知りたいと、こういうことでよろし いですか。

【小澤委員】 この場合、定期的に更新をしてきたものについては、過去の経験がそのまま生かされると思うんですけれども、特に橋梁とか、そもそもこれまでの手当ての仕方は、更新することを余り頭に置かないで維持管理が行われてきたんだと思うんです。財務省令上、耐用年数は決めていますけれども、物理的耐用年数をそもそも何年と考えているかというのは、構造物によってそれぞれ違う話ですし、ひょっとしてその更新が万が一必要になったとしたら、これは大変なことになります。それが45年の間にもし発生したとするとですね。ですから、その辺をどうとらえておくかということは、今後の貸付料をどう設定するとか、あるいは費用をどう考えるか、仕分けをどうするかというところにも影響してくるのではないかという意味で考えていただければということです。

【黒川委員長】 わかりました。

日原さん、例えばですね、まだ今の段階でいいですよ、小澤委員がおっしゃったように、橋など、少なくとも45年は、今あるものは全部大丈夫なんだろうと思いますけれども、途中で橋1本建て替えるとか、あるいはトンネルもちょっと危ないというのが後でわかったというので、もう1本別のところにトンネルをつくるとか、そういうことはあるかもしれないわけですね。そうすると、これは新規資産になるんですか。あるいは首都高速で橋梁がですね、今補強していますけれども、もしかしたらそれでは十分ではなくて、ちょっと大規模に何キロにもわたってつくり直すとか、そういうのは新規資産のほうになってしまうのか、修繕なのか。しかも、それが会社のほうの話なのか、機構のほうの話なのか。今の段階で何か決まっていますでしょうか。

【日原公団監理室長】 決まっているかと言われると決まっていないんですけれども、考え方としては、1つのやり方としては、会社のほうが機構に将来、通常の新規建設の場合と同じように、資産と債務を引き受けてもらうという協定の上で、会社のほうでそういう修繕を行うということも考え方の1つとしてはあり得ると思います。ただ、実際上、それをやるとなりますと、相当な大きな費用負担になってまいりますので、現実にはおそらく本来の道路管理者と会社との間でどういうように役割分担をするかということを決めた上で、その役割分担に応じて、今言ったような仕組みも含めて対応されるのではないかというふうに思っております。

【黒川委員長】 それを受けて、何かご意見ございますか。

【横須賀委員】 先ほどの話の中で、鑑定評価の基準に従って評価する準備ができているよというふうに理解したんだけれども、それでいいんですね。

【日原公団監理室長】 それで結構でございます。

【樫谷委員】 今の小澤先生の関係なんですが、橋の取り替えもありますけれども、中央高速なんかでこんなトンネルからこんなトンネルにかわりましたよね。ああいうものは既に計画に織り込まれていると考えてよろしいんですか。あれは再調達しているんですね、実はですね。機能が劣化したので新しくつくり直しているのか何かで、その資本の回収ということも起こり得ると思うんですけれども、一定の94幾らでしたっけ、92幾らでしたっけ。それは決まっているとしても、決まったかどうかわかりませんけれども、そういうバイパスをつくるみたいな、今のものが古くなったのでつくり直すというようなことについては、既に決まっていると考えたらいいのか。それともそれも意識して、再調達管理

をしていかなきゃいけないのか。これはどのような考え方で検討すればいいんでしょうか。 【日原公団監理室長】 私も詳しいことはわからないんですが、先ほど説明の中に改良

【日原公団監理至長】 私も詳しいことはわからないんですが、先はと説明の中に改良費をどうするかというのがありましたけれども、改良費の中に含まれているものもあると思いますし、場合によっては、その時になってみると計画外のものが出てくる可能性もあるのではないかというふうに思います。

【黒川委員長】 今の問題については、きちんとまだ決まっていないし、それから閣議 決定というところでも議論になっていないというふうに理解してよろしいですか。

【日原公団監理室長】 そういう細かいところまで確認いただいたらそうなんですけれども、実際上は、ある程度は計画上に入っているし、計画を超えたものをどうするかというものについては入っていないというお答えにしかならない。どこまでが計画に入っているかというのは、今この場でわからないものですから、申しわけありません。

【梶川委員】 債務の地域エリア別管理というような形で、旧来の組織を引き継いだ形の区分経理というのは、当然、下の機構部分で区分別管理が行われるのではないかと思うんですが、それで先ほど資産と負債のお話に関しても、別ものの観点での考え方というのが出たんですが、そういう形で区分経理した場合、資産と負債のバランスが地域によっては、例えば負債のほうが多くなるというようなことがもしあり得た場合、会計的な、ここからが論点なんですが、いわゆるその差額についての経理構造というか、いわゆるここは資本金、資本剰余金の資本の部のプラスを想定された議論になっているんですけれども、区分ごとによっては、逆に出た場合に、それがまず可能かという問題と、また、それが可能な場合、どんな表現方法があるかという財務会計上の表現についても少し検討が必要なのではないだろうかと。

さらに言えば、それに基づく、先ほどおっしゃられた資産の回収計算というフローにつながるリース料の設定の方法論であったり、それから今おっしゃられた将来の損益構造に対するアプローチというようなものも、そういう意味で言えば視野に入らざるを得ないんじゃないかと。そこまで入ると、その評価をどういうふうに見るかという財務損益情報が何を表現するかということにも独法会計上もリンケージしてつながってくるということだと思うんです。

大前提は、資産と今の負債は、当然、従来の歴史的経緯をリンケージした形で区分経理 をするということでよろしいんでしょうか。負債をアロケーションするようなことはしな いということですよね。 【黒川委員長】 最後のところだけ確認ですね。

【日原公団監理室長】 4公団由来の部分は4公団の従来のものを引き継ぐ形で区分経理を行うという形になってまいります。

【黒川委員長】 今の日本道路公団を3分割するけれども、それについては負債はどうなんですか。

【日原公団監理室長】 道路公団系の3社につきましては、別途お配りしました法案についてという3番目のところに書いてございますが、基本的には3社の債務は機構が一体的に管理となっておりまして、基本としては区分経理はしないと。ただしということで、その下の小さい字で書いてあるほうの1つ目のポツのところですけれども、先ほどお話がありました独立行政法人の通則法に基づきます中期目標の中で、それぞれの会社がその料金収入の中でどういうふうに債務を返していくかという目標、あるいはそれの返済状況みたいなものを、言ってみれば厳密な意味での区分経理というのとは違う形で目標管理的な意味においてそういったものを明示していこうということを考えております。したがいまして、区分経理という概念でいけば、JH系については1本で管理されるということになってまいります。

【黒川委員長】 わかりました。ではその辺もよくわかってきた段階で典型的なモデルというんでしょうかね。こういう姿形になりますよということを、また事務局のほうにつくっていただこうと、このように思います。

【横須賀委員】 先ほど不動産については鑑定評価基準に順応して準備ができているというお話ですけれども、サービスエリアなんかは公法上の規制とか、私法上の制約についてはどのような前提の上に評価が行われようとしているんでしょうかね。例えば、道路法の延長線上にあるサービスエリアというふうにとらえるのか、自由なマーケットの中での価額としてとらえるのか。そういった公法上の規制がわかりませんと、評価の前提が狂ってしまうと思うんですけれども、その辺どうなっていますか。

【日原公団監理室長】 まだ、勉強段階でございまして、当初は道路区域がかかった前提でどう評価するかということをやっていたというふうに私は承知しています。ただ、今の段階では道路区域は外れるということになりますので、その場合どういうふうにやったらいいかということ自身を原点に戻って今勉強している最中かなというふうに聞いているところでございまして、基本的には、今道路公団はじめ各公団で委託しておりますので、なるべく早い機会にこちらの場でその検討状況をご報告させていただければというふうに

思っております。

【黒川委員長】 わかりました。では、それはよろしくお願いいたします。

それでは、第1番目の検討課題の整理という点につきましては、ひとまずこのぐらいに していただき、また、こういう点も漏れているよということに気づかれましたら、随時、 事務局のほうにメールを打っていただければと思っております。

では、2番目の会計の目的についてご説明をお願いしたいと思いますけれども、小森先生、よろしくお願いします。

【小森(中央青山監査法人)】 今、ご指示がありました「会計の目的に関する説明資料」 資料4でございます。先ほど資料3のところで省略させていただきました関係で、1ページの(1)の会計の目的というところから2ページまでというところです。資料4に沿ってご説明させていただきます。

会計の目的というところですが、論点としまして、5つ挙げさせていただいております。 お開きいただきまして、2ページが第1点目の「会計基準設定の対象」ということで、先 ほどご説明申し上げましたが、再度ご案内申し上げます。2つありまして、会計基準の設 定の対象は、独法であります「機構」、それから特殊会社であります「会社」の有料道路事業、この2つが基準の設定対象でよろしいかどうかという点でございます。

ただ、先ほども申し上げましたように、2ポツ目でございますが、SA/PA事業に関するディスクロージャーの検討も重要かなということでございます。それ以外の留意事項としまして、現行の企業会計、あるいは過去の類似事例、そして国際的な会計基準の動向を斟酌して行くということだと思います。これでよろしいかどうかというお諮りでございます。

3ページ目でございますが、2点目は、会計情報の利用者としてはどのようなことが考えられるかということでございます。債務の返済を主目的とします機構に関しての会計情報の利用者ということでございますが、まず、出資者(国、あるいは国民、そして地方公共団体、あるいは住民)、それと将来も含む債権者、監督官庁、貸付の相手先でございます会社が情報の利用者という整理でよろしいかどうかということでございます。

会社につきましては、将来上場を目指すという性格であるということですが、出資者、 そしてサービスを受ける受益者、国民と言いかえてよいと思いますが、債権者、監督官庁、 それと機構でございます。会計情報の利用者の範囲はこの範囲でよろしいかどうかという 点でございます。 3番目が財務報告の目的観という論点でございます。先ほど長谷川委員のほうからご指摘いただいた点もございますけれども、一応ここでは2点挙げさせていただいております。 1点目が報告主体の受託責任及び会計責任(説明責任)を示すこと。2点目が財務報告の利用者の合理的意思決定に有用な財務情報を提供すること、この2つだということにさせていただいております。

これを機構と会社に当てはめますと、まず、機構としましては、資産の保有及び貸付の 実態がどうか。それから 2 点目が行政サービスの提供能力がどの程度あるのかということ です。資産がどのくらいあるのかということ、言いかえるとそういうことになりますが、 そういった点。それから債務の返済能力がどの程度あるのかということがメインになるの ではないか、そういったことの表示でございます。会社につきましては、有料道路事業の 採算性と国民財産、道路資産等の合理的な管理運営状況の表示がメインになるのかなとい うことでございます。こういった観点でよろしいかどうかという点です。

5ページは参考でございますけれども、公会計と企業会計の財務報告目的の対比でございます。フレームワークの資料から引用しております。公会計におきましては、受託責任関係は受託された資源に対するアカウンタビリティーということでありまして、2点、予算準拠性の報告と、特に財務資源の源泉、配分、使途情報が求められること。意思決定につきましては、業績評価情報、経済性・効率性・有効性の観点の情報が求められることです。それから資金調達と返済能力、そしてサービス提供能力、こういった意思決定情報が求められるというふうに考えられます。

企業会計におきましては、受託責任は受託された資源に対するアカウンタビリティー、これは変わらないと思います。意思決定情報につきましては、投資や与信等の意思決定に 資するような情報でございます。経営成績・財政状態、あるいは財政状態の変動について の情報と、こういった位置づけが対比されるということでございます。

6ページ目でございますが、(4)各公団等から会社及び機構への再編行為と呼んでいいんだろうと思いますが、この再編の実態の考え方はどうなのかという論点でございます。見方は2つお示しさせていただいていますが、新経営組織の性格をどのように見るかということで、1つの見方・考え方は、今回の件が経営主体であります国と地方公共団体が、国民等の間に新たな経営資源の委受託の関係が生じたという見方でございます。ここから見ますと、国等の持分に一たん清算が起き、それがまた再投資されたという見方になるということでございます。

2点目が、再編の前後で事業の実態に変化はないと見る見方がもし仮にあったとして、 これの考え方は、持分につきまして、再編行為の前後で変化はなく継続しているという考 え方になろうかと思います。

これを受けまして、7ページ、5番の論点でございますけれども、再編時の資産評価方法につながってくるということであります。今申し上げました1つ目の考え方、国等の持分の清算が起き、再投資されたという見方でありますと、再投資額、その時点の時価で評価するフレッシュスタート法という論理的な帰結になるのではないかということです。一方においての考え方、国等の持分が再編行為の前後において継続しているという見方ですと、持分プーリング的な方法になるのかなということです。どちらがより実態に合っているのかということを改めてこの場でご議論いただければと思っております。

留意事項としまして、法律的側面と日本郵政公社等の過去の事例をご参考ということで、8ページが法律的側面ということでございます。法律関係で見ますと、商法上の検査役の調査ということがありますので、その面においては時価イコール、あるいは以下ということが求められていることです。2点目は、独立行政法人の設立に関してでございますが、「中央省庁等改革の推進に関する方針」というところで、出資財産に関しましては時価を基準とすることが原則というふうにされております。

9ページでございます。これも参考でございますけれども、民営化等を行った法人の資産の承継方法をお示ししてございます。郵政公社に関しましては、一部例外はありますが、評価委員による時価評価でございます。JR東日本は帳簿価額で引き継いでおります。これも一部例外がございます。保有機構につきましては時価で承継したということです。日本電信電話は帳簿価額で引き継いでおります。日本たばこにつきましては、公表されている資料では把握できなかったのですが、財産の全部を出資するということでございまして、小さな字で書いてありますが、日本専売公社の資産から塩専売は分離されております。分離されて財団法人化しております。そういった規定になっております。

最後になりますが、10ページに特殊法人から独立行政法人に移行した場合の承継資産の評価方法の考え方ということでまとめております。中央省庁等改革に係る大綱というところで、現物出資される財産の価額は、時価を基準に評価することを原則というふうになっております。また、それを受けた方針も出資時の時価を基準とするというようになっています。

の3つ目でございますが、運輸施設整備支援機構法、これは独法でございますけれど

も、第2条1項8号におきまして、「機構の成立の日現在における時価を基準として」というふうになっております。そして承継の考え方でございますが、独立行政法人会計基準の Q&Aから抜粋で「資産の総額から負債の総額を控除した額が国から出資されたものとす る」、こういった考え方が示されております。

以上、5つの論点でございます。

【黒川委員長】 ありがとうございました。それでは、この点につきまして、質疑応答、 審議を始めたいと思います。 どなたでもどうぞ。

【樫谷委員】 確認なんですけれども、2ページ目と4ページに関係するんですけれども、ここに有料道路事業ってありますね。この有料道路事業というのは、これは会社のほうは道路の管理運営と建設の請負の部分と、それからその他の事業と大きく分かれるとしたら、建設の部分も有料道路事業に入っていると考えてよろしいんですか。それは入っているんですか。

そうすると、2つ、管理運営と用地等の取得と建設と、こういうふうな理解でよろしい ということですね。

【黒川委員長】 そういう理解でよろしいということですね。ほかに何かございますで しょうか。

先ほどのSA/PAのサービスというのは、これは民間会社であれば勝手にやってくれ ということなんでしょうけれども、それについて必ずしもそうではないという議論をして いるわけですよね。そこで、4ページ目の財務報告の目的の会社のほうの国民財産の合理 的な管理・運営状況の表示というようなところに今言ったものも入っているんでしょうか。 事務局としてはそういうつもりで抽象的に言っているということでよろしいんですか。

ということだそうです。

何かございますでしょうか。

【樫谷委員】 余計な心配かもわかりませんが、3分の1今度持つことに、最終的にということですよね。決めたということなんですが、例えば、今の有料道路事業の中に道路用地を取得して建設をするという事業と、それから有料道路の管理運営とあるんですけれども、株式会社ですからいろいろな行動ができるわけですね。例えば、通常の道路、普通の無料の道路ですね、それを受け取って建設してということも可能だと思うんですね。要するに能力さえあればできるわけですね。そういうようなことも想定をしていると考えてよろしいんですか。

【日原公団監理室長】 そういう事業を行うことも可能ですが、その事業につきましてはその他事業というんでしょうか、有料道路事業の外側であるというふうに理解しております。

【黒川委員長】 ほかにどうでしょうか。

まず、2ページ目の留意事項というところで確認ができたんですが、現行の日本の会計基準だけでなくて、類似事例、国際的会計基準の動向をしんしゃくするということ。それから2ポツのところで、道路事業以外のものについてのディスクロージャーのあり方も検討ということです。樫谷委員が一番初めにおっしゃった特殊性というんでしょうかね、合目的性というか、この辺も考えなければならない。ともかくこのスキームは国際的に見ても、ジャイアントでありまして、秋山先生からのご説明にもあったように、国際会計基準のほうで想定しているものとは比べものにならないぐらい大きいものだということが我々もわかってきたわけであります。ですから、道路公団に関しては、ある意味で特殊性という、そういうようなものも勘案しなければならないだろうなと思います。2ページのところの留意事項に特殊性というのも根本方針として入れたいなと思うんですけれども、いかがでございましょう、その点に関して。よろしいでしょうか。

それから抽象的な議論が多いんですけれども、6ページ、ここの新経営組織の性格の確認。もうそろそろこの辺は確認しておかないと、資産評価も順次やっていかないと間に合わないので、ここの確認を今日あたりしたほうがいいのではないかと思います。私から説明するのもなんですが、なぜ6ページで、このようにあえて事務局が出したのかといいますと、何となく今まで、1番のほうを所与あるいは前提として議論が進んでいることが多い。また、独立行政法人なんかも実質的に のスキームで再評価している。それから、9ページのもので昭和60年とか62年のころは、20年ぐらい前ですからその当時の会計基準、あるいは会計の考え方と今とはまた違っておりますので、一番参考になるとすれば、平成15年の日本郵政公社、これは一番参考になると思うんですけれども、そこでは原則時価ということになっている。だから類似事例を見て時価でいいではないかということもできるのですが、あえて、もう1回きちんと確認をしたいということで事務局としては出したんだろうと思うんです。

そこで、今回の新しいスキームは、一体経営主体である国と国民等との間に新たな経営 資源の委託・受託関係が生じた、そういうふうに認識するものだというところがポイント だと思うんです。それについて、再編の前後で事業の実態に変化はないと、意見ございま すか。というのは、 のほうをもう少し擁護しますと、実際に持分関係を形式的に考えますと、保有機構のほうは独法ですから形式的に考えると国のものなんですね。それから民営会社のほうも当初100%国交省が持つでしょう。

【日原公団監理室長】 あとは公共団体が。

【黒川委員長】 そうですね。東京都とか、そういうところが首都高とか阪神では公共団体も入っておりますね。いずれにせよ、持分関係の形式的な面では継続しているわけであります。ですから、まさに形式だけ見ると、持分の継続があるからということで、これまでやってきた会計の基礎というんでしょうかね、資産負債の評価というものを変える必要はないのではないかという、これは会計理論上はあり得る話なんです。ですから、一応我々としてはそうではないのかどうかということを確認はしないといけないんだろうと思います。

ですから、前例とか、そういうものではなくて、ここで、もう1回論理として1番なのかどうかを確認したい。踏み絵じゃないんですけれども、我々の責任として決めなくてはいけないんですね。どなたか委員の方々、責任重大なんですけれども、どうぞ。

【樫谷委員】 それが一番気になっていまして、6ページの ですが、今までの独法の流れからいうと、 のような仕組みが多いんですね。ところが、今回の保有機構の目的というのは、借金を返すんですというのが第1の目的で、終わったら解散するんだということになりますと、再調達価額で再評価をしてみて、どのような意味があるのかね。その辺がどうも私の場合よくわからない。それなら簿価が回収できているかどうかというような論理で十分、つまり借金の返済というのであれば、簿価が回収できているかどうかということで十分ではないかなというふうに、合目的な観点からいうと十分ではないかなと。こういうふうに思っていまして、 は時価をベースにすると書いてあるわけですから、これは法律じゃなくて方針なのかどうかわかりませんので、必ずしもこだわる必要はないのかもわかりませんが、ただ、実態から見ると、投資した金額を回収するという、つまり、それが借金の返済につながるという行為、これが今の保有機構の役割なのかなという気はするんですね。

を見ますと、再投資をするということが書いてあるわけですね。再投資をするということは、今小澤先生がおっしゃったような意味で再調達もしていくんだと。取り替えもしていくんだという論理になっていくと、確かに再投資して、再投資の金額を回収するという論理になるわけですね。ただ、再投資まで回収を求められているのかどうかですね。そ

の辺も事実がよく私もイメージがついておりませんので、再投資して、再調達価額までの 回収をする必要があるのかどうかですね。もし再投資をして、再調達価額でやるんだとし たら、当然、これからも何年かに1回再調達価額で見直しをして、そしてそこを回収する という論理でないと、スタート段階で再調達だけでいいということにはならないわけです ね。理論的にいいますとね。

【黒川委員長】 自由にここで理論の議論をしたほうがいいと思うんです。そこで、先生の第1番目の論点については、一つ考えなくてはいけない点があると思うんですけれども、2番目については、要するにスタート時の評価をどうするのかというのと、それからその後継続的に、極端なことを言えば、毎年再評価するというのは、これは会計の構造として違うものなんですね。ですから、スタート時というものを再評価したとしても、その後は取得原価会計のスキームの中での話と、毎期末の再評価というのは、取得原価会計のフレームではなくなるので異なります。そこで、差し当たって1番目のほうの論点に絞りたいと思うんですが、いかがですか。

【樫谷委員】 それで結構なんですが、小澤先生のおっしゃったような理論であるならば、そういうことになるのではないでしょうか。

【黒川委員長】 新たな建設をしたならば、そのときにかかった支出が費用あるいは資産になる。これは取得原価会計の枠内、小澤先生、そういうことでよろしいですよね。

では、1番目のスタート時の負債返済について民営化委員会でしょうか、何と言っていいんでしょうか。そちらのほうの考え方というのは一体何であったのか。何を目指しているのか。室長しか頼りがいないんですけれども。ご本人を呼んできて聞くのが一番いいんでしょうけれども。もし必要があれば、アレンジメントしていただこうかとは思いますけれども、室長、どうでしょう。

【日原公団監理室長】 樫谷先生がおっしゃるとおり、まさに機構の業務というものが借金の返済に特化しているものですから、そういう意味では財務諸表をつくってみても、その資産価額がどういう意味を持つのかというのは大きな論点であろうというふうに思っております。

ただ、今回開始貸借対照表をつくるにあたりまして、借金の返済なんだから簿価でいいんじゃないかというふうに考えるとするならば、そもそもの簿価について、現在公団でやっているような、既に使った金はすべて簿価にのせてくる、資産価額をどんどん膨らませるという形をとらないと、おっしゃる話は完結しないので、昨年6月にやったような民間

企業並財務諸表という形で減価償却をし、いろいろな形で除却をし、というようなことを やっていると、借金をどれだけ返したかという概念からずれてしまいますので、そういっ た意味では、そもそもまさに独立行政法人である機構の会計基準を今の公団の会計基準と 同じうような考え方でとられるかどうかということとかかわってくるのかなというのが 1 点目でございます。

もう1点は、現在道路として構成されているものが、今後、会社と機構の2つに分離してまいりますので、会社のほうにつきましては、おそらく例えば料金所のようなものをとってみても、それについては取得原価を、現在の再調達価額をとって、それで更新費等も含めて、まさに投資価額の回収という概念を持ち込まないと成り立たないんじゃないかというふうに思っております。そうしますと、同じ道路を評価するのに、一方は時価で、一方は簿価でということがいいのかなということについては異論があるかなと思っています。

結論的なことをいうと申しわけないんですが、法律的には時価を基準としということを 書くことにいたしておるというようなことでございます。

【黒川委員長】 今の点、みんなで責任をシェアしたいと思うんです。これは非常に大きなところで、今までの慣例というんでしょうか、何となくそうだなということで時価というふうにしないで、やはりきちんと我々責任を持ってここで議論したということにしたいんですね。どうでしょうか。

【樫谷委員】 要するに再投資をしますと、そこからスタートして、つまり再調達価額でスタートして、そして償却していくわけですね。つまりコスト計算をしていくわけです。毎期毎期のコスト計算をしていくわけですね。そのコスト計算の結果と、いわゆる家賃ですよね。賃貸料収入というんですかね、その辺はどういうふうな整合性がとれているのかですね。いや、関係ありませんと。コストの発生と家賃収入は関係ないんですと。つまり、コストが100かかっていますよ。しかし、返済済んだら、70でいいんですと。そうなると70、例えば家賃をもらえばいいわけですよね。ということは、ずっと赤字が30続いても、借金をちゃんと返せるわけですよね。

その辺が、コストの測定という側面、正しいコストを測定して情報提供しますという側面と、借金との、普通は投下資本の回収の中で賃貸料が決まるわけですよね。ところが、どの程度結びついているのか。その辺がちょっとイメージがわかないもので、そういう質問をしているんですね。つまり、赤字でも平気なんでしょうか、あるいは大黒字でも平気なんでしょうか。必ずしも賃貸料と関係ありませんからね。賃貸料はあくまでも借金の返

済、かつそれの適切な一般管理活動は当然あると思うんですけどね。

【黒川委員長】 私の理解ですと、一応収入のほうは負債返済のためリース料という形で決まっていくんでしょうから、そちらで決まってしまう。ですから資産評価はこれとは独立して決まるんだろうと思います。それらを連動させる必要はないのではないか。要するに資産評価は資産評価のほうの考え方でよろしいのではないか。

そうしますと、資産評価ということになりますと、新しい経営資源の委託・受託関係が生じたかどうかというところの実態をどう考えるかというところにいくと思うんですね。 一応私の理解するところですと、例えば東名、名神のような古いところは非常に安い価額でつくられているわけです。ところが、特にバブルのころというんでしょうか、建設費も高い、あるいは用地費も高いようなところは非常に高い金額になっていると。そういう路線もあります。そういう建設時によっていろいろなものがあるようなものをそのままの金額で引きずっていいのかどうかという、そこなんですね。

ですから、ここで国民と機構等との間で新たな経営資源の委託・受託関係が生じた、要するに新たなスキームになったんだと。過去のものとは違った新たなスキームで、道路の運営について民間に任せてコストダウンをしていってくださいよとか、そういうことを国民は望んでいるんだとすれば、 になるんだろうと、こういうふうに私としては理解しているのです。しかし、ここは合議制でございますので、樫谷先生、一つご意見下さい。

【樫谷委員】 単なる疑問であって、これでなきゃいけないということではないんです。といいますのは、45年で終わるわけですよね。45年で終わって、つまり土地も考えてゼロと考えるのか、どうなんでしょうかということなんです。要するに土地まで償却、45年間しかないんだから、耐用年数が100年続いても45年でおしまいなんですよというふうに見るのか。いや、それはその段階での45年後の簿価でいいんですよというふうに見るのかですね。それによっても違うと思うんですね。土地まで償却するんですよ。45年間でゼロにするんです。つまり、返せる資本金の金額にぴちっと合わせるんですよと。こういう論理からいくと、つまり赤字になるんですよ、通常は、土地まで償却するわけですからね。多分、資本金の分だけマイナスになるんじゃないかと思うんです。借金の返済分しか家賃収入をもらないわけですよね。そうですよね。だから赤字になるんじゃないかと思うんですね。その辺はどういう理解をしたらいいのか。つまり、45年後の姿がちょっと見えないと、45年の姿、そこはあくまでも調達して、自然の流れで償却していって簿価で残して、それは関係ないんですよというのであれば、それはそれで正しいコスト測

定をすればいいわけですよね。

【黒川委員長】 その辺につきましては、そのうち事務局から資料を出してもらおうと思っているんですけれども、未償却残高、先ほどの1番目の論点で事務局が言った、残存価額をどうするかという問題がございますよね。45年無料開放になると、一般道路、あるいは一部は地方道でしょうか、になるわけで、そこで国民の財産という点からすると、そのときに評価額があるわけです。ですから、残価をゼロ評価して全部減価償却するかどうかですね。土地と償却資産の未償却残高、ここがやはり論点になってくると思います。全部ゼロにしてしまうかどうかはわかりませんから、赤字になるか黒字になるか、これはそれ次第だと思います。

もし仮に民間並みということで第1案から考えると、土地は未償却とすれば、土地の金額はどのくらいになるかわかりませんけれども、ほんとうは45年先ですから45年先まで見積もればいいんでしょうけれども、それはわかりませんから、現時点でできる限りはそこまでですということで、それが残るとすれば、黒字になるかもしれない。要するに借金は全部ゼロになりますからね。

【梶川委員】 私は今、一応意見を言えという部分。お二人の先生方がおっしゃられたように、ある種将来のパフォーマンスに関係する損益構造をどんな形で会計的に扱うかということと、それからそれがもたらす財務報告の目的と、そしてこの期首のB/Sというのはリンケージするものですから、どういうふうに念頭に置くかによって、期首の話というのもどうしても影響を受けるんだと思うんですね。

ただ、ここでその影響の順番を少し整理して、純粋に経営組織の性格という意味でちょっと意見を申し上げるとすれば、所有関係等について、それほどの変化はない可能性があるかもしれませんけれども、やはり組織ガバナンスとして、今回、下は独立行政法人、上は株式会社、上というのは私の場合には物理的に上をイメージしてしまうので、管理かつ所有関係にしても、今はそれほど変化はないかもしれないが、その変化を予定される一部の所有関係の予定があると。なおかつ経営組織として大きくガバナンスを変更すると。この2つの観点で考えますと、必ずしも所有に実態が、連続性があるといって、1番の資源の委託・受託に関して新しい関係が生じているというふうにも十分にガバナンスという観点では考えられるのではないかと。そういう意味で言えば、私は経営組織の性格としては、1番というのはとり得る考え方ではないかというふうに思います。

その観点でちょっと前に戻ってよろしいでしょうか。財務報告の中で、これは抽象論的

には受託会計責任の説明を果たすこととして十分書かれているんですが、あえてディテール的になってしまうと思うんですけれども、ぜひお入れいただき、かつそれはどちらの主体がより責任を持って報告するかということも論点として入れていただきたいのは、公共サービスの対価設定の合理性・透明性、この部分について、ぜひ、損益計算の結果がそのとおり、利益が出ているから下げろとか、利益が出てないから上げろという意味ではなくて、フローの財務情報の内容と公共サービスの料金設定についての説明性の向上ということをぜひ財務報告の目的に入れていただきたいと。そういう観点があるからこそ、1番の新しい組織で行われる新しい見直しということが成立するのではないかという気がいたします。

最後に1つだけ。それからきたディテールの話なんですが、投下した資本とさっきコスト計算という機構サイドであるんですけれども、それとリース料との設定というもののリンケージがあるのかないのかというご議論は、ちょっと所与の前提としてお聞きしたい。特にJHの3つの中で、投下した資本とリース料は関係ないんだと。だからもしそこで正確に区分経理したら、あるJHの1エリアは真っ赤っかだと。だけど、あるエリアはすごく利益が出ているという、こういう情報を何らかの形で透明性を上げることを僕は前提として今のお話をしたということを一応念頭に置いておいていただきたいということでございます。

【樫谷委員】 私も じゃなきゃしょうがないかなというふうに思っているんですけど。特に独法会計基準というか、会計基準の前提と言ったほうがいいかもわかりませんが、損益ニュートラルというんでしょうかね。通常の経営をすれば、損益はゼロですと。努力したものはその分プラスになるんですよという制度設計になっているんですね、独法会計上は少なくとも。そうすると、コストと料金収入、つまり再調達価額によるコスト計算と料金収入、家賃収入ですか、そういうところが必ずしも連携されないというのであれば、赤字になるか黒字になるか。特に黒川先生とこの前別のところでお話ししたときに、当初はすごく赤字になりますねというお話があって、それはそうかなというふうに私は思ったんですけれども、金利の影響ですごい赤字になるわけですね。しばらくずっと赤字になって、それから大黒字になるという構造になっていて、その辺の損益、国民に下手したら誤解を与える可能性がないわけではないと。その辺の説明のことも意識して、それは黒川先生がおっしゃっている全体をイメージしてというところの中に入っているのかもわかりませんけれども、それも意識して基準を決めておく必要があるのかなと、こういうように思いま

す。

【黒川委員長】 一応そうすると、樫谷委員も でもいい。

【樫谷委員】 その辺の解決ができるということですね。

【黒川委員長】 そうなんですね。もし仮に定額償却とか、一般的な会計基準であればということだと、当初赤字が出て、その後黒字になる可能性は高いんですね。この問題は、今度きちんと事務局のほうに設例をつくっていただいて、それから考えるということにさせていただきたいと思います。

長谷川先生、管理会計の立場から、どう考えられます。 と ですよね、先ほどからの。 今、新たに梶川先生からガバナンス関係から考えて、やはり新たなスキームをつくろうという意気込みというんでしょうかね。一応そういうことで今回わざわざ今までの道路公団方式をやめると。新たに2つのものに分けてというのは、ガバナンスも考えてやっているはずなんだと。こういう観点からいっても でいいのではないかということが新たな論理として出てきたんですけれども、長谷川先生は管理会計のお立場からどんなご意見をお持ちですか。

【長谷川委員】 管理会計の立場からということで申し上げれば、この6ページの かかというのは判定がつかないと思うんです。やはりこれは財務会計の問題でありましょうし。ただ、梶川先生のおっしゃった、そろばん用語で申し上げれば、御破算で願いまして、新しい再スタートを切るんだという意味合いは非常に強いかと思っております。ガバナンスということにかかわらせて、委員長のご指名もあり、ここで申し上げれば、先ほど申し上げたように、会計情報の利用者のところに戻りますけれども、ここに経営者の観点が入ってきて、経営者がきっちりとその組織を運営していくんだ、経営していくんだ、結果的に赤字になり得るかもしれませんけれども、できるだけコストダウンしていくんだというインセンティブをどこかに入れておきませんと、なかなか難しい問題があるのではないかという気はいたします。

ですから、ややシンボリックな言い方で申し上げれば、まず、6ページ目の か かというと、 のほうがインパクトがあるのではないかなという気はいたします。ただ、その後の問題で、毎年毎年の損益の点において、先ほど当初は赤字になるかもしれないというようなお話もございました。そうすると、これは難しい問題ではあるかと思うんですが、通常企業の場合でも会計基準といった場合、ご案内のように、やはり外部報告の目的が多いです。ただ、その裏側で企業の場合は、経営計画があり、それに基づいて予算を組み、

予算といっても公共予算ではなくて、ご案内のように、企業予算を組み、それで単年度計画をきっちり行っていくという運営スタイルがあるわけですね。ですから、会計基準なのかどうかちょっと微妙なところなんですが、健全な経営がガバナンスの前提となるという観点からすると、そういった仕組みも少し会計情報の利用という観点から入れておく必要があるのかなという気はいたします。

そのところでちょっとわからないのが、特殊会社である独立行政法人といった場合に、 予算を組むときに、いわゆる管理会計的な予算を組むのかどうかですね。公会計的な予算 なのか、企業会計的な予算を組むのかといったところも少しかかわってくるのかなと思い ます。話をまた非常に広げて申しわけないんですけれども、そこが少し織り込まるかどう かによって、梶川先生がおっしゃったガバナンスという観点に関わらせると、その前提と なるマネジメントの問題がかなり大きな論点になってくるのではないかなという気はいた します。

ですから、会計基準そのものが想定している会計情報の利用者は、確かに経営者、運営者というのは入ってこないのかもしれないんですけれども、そういった観点、マネジメントの観点からすると、あえて入れるかどうかも論点ですね。もしこれを入れたとしても、例えば4ページ目のところの には財務報告の利用者ということになっていますので、管理会計的な利用者もいると想定するならば整合しますし、マネジメントの情報は合理的な意思決定というのには非常に有用なはずでしょうから、そういった論点もあろうかと思います。少し委員長のご質問につけ加えさせていただきました。

【黒川委員長】 ありがとうございました。どんどん議論したほうがいいと思うので、 予定時間は過ぎているのですけれども、非常に重要ですし、我々としても決めなくてはい けないので、どうですか、横須賀先生、小澤先生はちょっと専門外かもしれないんですけ れども、今お聞きになって何かご意見はありませんか。

【小澤委員】 私自身は1がいいか2がいいかって正直判断する能力をちゃんと持っているとは思えないんですけれども、感覚として機構にとっての意味と会社にとっての意味が、これをどうするかでかなり違うような感じはしております。会社にとってのほうがよりインパクトが大きい、どうセットするかインパクトが大きい問題なんだろう。だとすると、会社の45年間のパフォーマンスを上げてもらうのに、いいパフォーマンスを出してもらうのにどちらがいいのかというのが一つの判断基準になり得るのかなという気がいたしております。最後は委員長に一任します。

【黒川委員長】 横須賀先生はいかがですか。

【横須賀委員】 フィーリングとして何となく1番のほうがいいように思うんですけれども。

【黒川委員長】 わかりました。私もあえて の、形式的に言えば、持分は継続的しているかもしれないという論理を、あえて出したというのは、いろいろなご意見があるだろうということをここできちんと議事録に残したかったからなんです。我々としても、異論はあるということを承知している。100%すべての国民、あるいは専門家の方々に納得してもらうことはできない。やはり という考え方は存在する。あえて樫谷先生もお出しになったんだとわかりました。それは当然なんです。私も初めに の考え方の趣旨を説明したわけですから。ですけれども、我々としてはどちらかに決めなくてはならないという大変厳しいところだったわけです。

この問題については、事務局として最終的にいつごろまでに決めればいいんでしょう。 きょう小森先生のほうから出していただいた資料には帳簿価額を引き継ぐというのは想定 されていないわけです。帳簿価額だとすれば、資産評価のために棚卸しをする必要がない ということになってしまうかもしれないわけです。道路公団みたいに取得原価と減価償却 の情報がないというものに対して、ではどうやってそれを推定していくのかという別の議論をしなくてはいけないんですね、我々としては。これでいくんだということを決めるのは今日でしょうか。それとも次回でしょうか。

【日原公団監理室長】 こういうことを申し上げると失礼なのかもしれませんが、法律の中では、独立行政通則法だけでなくて、今回の法律の中でも会社なり機構なりの資産価額をどう評価するかという規定を置いておりまして、その中では時価を基準として評価委員が評価した価額というふうに一応書いております。そういう意味では国会へ提出するのが来週9日に提出するつもりでおりますので、もしこれが間違いであるということであれば、今この場で言っていただければ、慌ててどうするかということになるかと思います。

【樫谷委員】 私は、合目的からいうと、DCF法だと思うんですね。ちょうど借金ゼロになるというのが資産の価値なんですよね、合目的からいうと。それは1つの時価なわけです。ただ、それでいいのかどうかというのも、実は頭の整理ができてなくてね。1番なんだけれども、じゃ、1番の中で、時価としても、何をもって時価とするんだと。合目的からいうと、45年後にゼロですよね、借金返せば。そうするとDCFしかないんですよね、その論理を推し進めると。だからそれだけじゃないでしょうということですよね。

借金返せば終わりじゃなくて、コストの測定もありますよと。その辺をあわせて考えていただくのと。それからもう1つは、やはり赤字構造は常に起こるというのは、上物は別として、下物会社のインセンティブが全く働きませんので、それについて会計的にどう考えれば、ニュートラルの考え方がですね、努力をすれば利益出るという構造ができるのか。その辺もあわせてお考えいただけたらいいのかなと、こういうふうに思っております。

【黒川委員長】 わかりました。9日には、今までの大体時流からすれば、時価だということで時価ということを出すように事務局としては考えていたということにあえて待ったをかけて、会計学的に言って だから、それは再検討して国会に出してほしいと、そういうことを言うかどうかですね、我々として。

【樫谷委員】 でいいと思います。

【黒川委員長】 でいいでしょうか。では、一応我々としては、9日は今の原案どおり時価をもってということにしていただきます。どういうのがいいかということについては、いろいろ代替案を出しているわけで、それを踏まえて議論したい。DCFであるということになると、今やっている棚卸しは要らなくなるんですね。ですから、これも早めに決めないと、むだな労力をかけさせてしまいますので。そうすると次回ぐらいには、開始貸借対照表の時価の中身を議論しないといけない。

【樫谷委員】 だから会計報告の目的をどうするかでいいと思います。コストの情報を提供するということも非常に大事なことですし、かつ借金の返済というのも両方大事なわけですから。コストの情報となると再調達、もともと簿価がないわけですから、何か推定しなきゃいけない。そういう意味では再調達というフレッシュスタートという考え方は私は十分理解できますので、それについて何か言っているわけじゃないんです。

【黒川委員長】 わかりました。もうちょっと会計理論的に言いますと、DCFでやったとしても、再調達でやっても、開始時の取得原価とみなして原価情報になるわけですね。 それと再調達原価とDCFでやった差額は会計理論上でいうと、のれん、あるいは負ののれんというところで吸収することはできるんです。

また、1つ1つの道路資産が45年間幾ら稼ぐか確定していない。リース料をどうするか次第ですが、それはフィックスはしていないわけですよね。ですから45年先までの予測の数字もって1つ1つの資産価額にしてしまうということにはならないわけです。もし仮に総額としてDCFにしたとしても、再調達原価情報を、こういうフレッシュなスタートの機会だから、きちんと把握しておいて、その差額はのれんとして計上し、評価替えが

将来必要であればやっていくという方法はありますよね。そのほうが会計情報としては信頼できるもの。そうすれば再調達原価の今棚卸しを、JHは今までの経緯からいってやっているということでしょうけれども、そういうことはむだにはならないわけです。先生のおっしゃったような観点を入れてもですね。そこも踏まえて、次回決めなくてはいけないでしょうかね。

【日原公団監理室長】 ぜひ次回に決めていただきたいと思います。

【黒川委員長】

では、15分延びてしまいましたけれども、ほかに何かご意見ございますでしょうか。 それでは、議事の進行は一通り終了したことにさせていただきます。議事の進行を事務局 のほうにお返ししたいと、このように存じます。

【司会(山本補佐)】 黒川委員長どうもありがとうございました。

最後に、次回の開催でございますが、3月下旬を目途に開催いたしたいと思いますが、 日程につきましては、後日にさせていただきたいと思います。

本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございました。これにて閉会することといたします。どうもありがとうございました。

了